



旭川市立東光中学校

学校いじめ防止基本方針



令和6年4月 改定

目次

はじめに	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
2 市立学校の責務	2
3 いじめの定義等	2
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの内容	4
(3) いじめの要因	5
(4) いじめの解消	5
(5) いじめの重大事態	6
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	
1 本校のいじめの実情及び今年度の目標(指標)	7
2 生徒が主体となった取組の推進	8
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置	8
(1) 学校いじめ対策組織の構成	8
(2) 学校いじめ対策組織の役割	9
4 いじめの防止	10
(1) いじめについての共通理解	10
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	11
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	11
(4) 自己有用感や自己肯定感をバランスよく育む指導の充実	12
5 いじめの早期発見	12
(資料①) いじめ発見・見守りチェックシート	13
(資料②) 子どもの様子チェックリスト	14
6 いじめへの迅速かつ適切な対処	15
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	15
(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	15
(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言	16
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	17
(5) 性に関わる事案への対応	17
(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応	17
(資料③) 早期発見・事案対処マニュアル	18
7 いじめの解消	19
(1) いじめが「解消している」状態	19
(2) 観察の継続	19
8 家庭や地域、団体との連携	19
9 関係機関等との連携	20
10 重大事態への対応	20
(資料④) 重大事態対応フロー図	21
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	21
12 学校いじめ防止プログラム	22
(資料⑤) 主な相談窓口	24

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも教職員が一丸となって、「いじめは決して許されない行為である。」「いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こるうる」との意識をもち、「東光中学校いじめ防止基本方針」に則って、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組んできたところです。

また、生徒会が中心となり「いじめ防止プロジェクト」を推進し、ハートツリープロジェクト（お互いに認めあう）、いじめ根絶集会（劇）、いじめ防止基本方針（生徒用）についての説明（集会）や千代田小学校、啓明小学校と連携し、いじめ防止標語の取組を行うなど、「いじめを許さない」、「見て見ぬふりをしない」という意識の涵養と向上に努めています。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校では、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）に基づき、令和6年2月に改定された「旭川市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」）を踏まえ、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を見直し修正したものを策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめ防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に務めます。

本基本方針に基づき、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、未来の創り手となる子どもたちの生命と尊厳を守り、かつ、全ての生徒が安心して生活できるよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

旭川市立東光中学校長

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければなりません。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務を次のとおり定めています。

第5条 市立学校の責務

- 1 市立学校は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。
- 2 市立学校は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することはありません。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たって、以下の点に留意します。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って対応します。

イ 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。

ウ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。

エ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応することがあります。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。

オ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

カ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ生徒」、大規模な震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒等、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

ア いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。

イ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。

エ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

オ 児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

また、学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、学校はいじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

加えて、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が安易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校はいじめを受けた生徒及びいじめをおこなった生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身または財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

※被害者から重大事態の申し出があった場合、重大事態の対応をします。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和6年度の目標（指標）

（1）令和5年度の実情（令和5年3月31日現在）

認知件数 49件（解消34件，解消していない15件）

○いじめが解消していないものの内訳

- ・いじめの行為は継続していないが，一定期間が経過していないもの…10件
- ・いじめの行為は継続していない状態が相当の期間継続しているが，心身に苦痛を感じているもの……………1件
- ・いじめの解消に向けて見守り，または支援，指導中のもの……………4件

嫌な思いアンケートの結果

○「いじめはどんなことがあっても許されないと思うか」

1回目（6月） 94.6%

2回目（11月） 93.3%

3回目（2月） 93.2%

○「嫌な思いをしたとき，誰にも相談しない」

1回目（6月） 3.9%（13人）

2回目（11月） 1.2%（4人）

3回目（2月） 1.5%（5人）

（2）令和6年度の目標

- ① 嫌な思いを感じたときに気軽に相談できる関係，環境づくりを目指し，いじめの早期発見・早期対応・早期解消・再発防止に努め，組織的に対応する。特に，全教職員が普段から積極的に生徒との触れ合い活動や見守り活動を通して，いじめの未然防止や早期発見に努め，「いじめ見逃しゼロ」を意識して行動する。
- ② 生徒全員が「いじめはどんなことがあっても許されない」と言えるように，教職員と生徒会が連携し，生徒が主体となって取り組む活動を推進する。「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」100%が目標。
- ③ 悩みをもつ生徒に対し，速やかに，落ち着いて適切な対応を図れるように，日頃から生徒ならびに保護者との連絡（面談）・連携を密にし，信頼される学校を目指す。「嫌な思いをしたとき，誰にも相談しない」0%が目標。

（3）組織的な対応の推進

① いじめ対策チーム

- ・教職員からの報告は，①生徒指導部長，②主幹教諭（いじめ対策推進リーダー），③教頭を「報告窓口」とし，報告内容を主幹教諭が集約し，その後の対応をコーディネートする。

- ・全教職員のいじめに対するアンテナの感度を上げる
 - ・教職員の情報共有，行動連携並びに対応後の確認の徹底を図る
- ② 校内研修の充実
- ・「いじめの把握のためのアンケート」，「hyper-QU」をPDCAサイクルで実施し，全教職員で生徒理解，対応・対策を確認する。

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は，いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ，全校生徒を対象に，生徒同士が主体的にいじめについて，問題や課題を見出す活動に取り組みます。また，生徒の悩みや不安を抱えたとき，「いつ」「どこで」「誰に」相談するのか，できるのかといった解決へのプロセスを確認し，未然防止並びに解消に向けた取組を行います。

本校の取組

- 生徒会を中心に，学校いじめ防止基本方針（生徒版）を作成し，生徒が主体となっていじめの定義や対応について理解を深める活動をする。
- 生活・学習 Act サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- 校区内小学校と連携を図り，「いじめ防止標語コンテスト」を実施し，いじめをしない，許さないという意識を向上させる取組を行う。
- 生徒会本部による「いじめ防止プロジェクト」，生徒版いじめ防止基本方針の策定及び説明，いじめ根絶のための全校集会や自己有用感を高めるためのハートツリープロジェクト，夢の木プロジェクトなどを実施する。

上記の取組を行う際には，全ての生徒が，いじめ防止の取組の意義を理解し，主体的に参加できるよう活動の工夫を図るとともに，傍観者とならず，いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 学校いじめ対策組織の設置

（1）学校いじめ対策組織の構成

本校では，いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく，組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし，いじめの未然防止や早期発見，早期対応について，より実効のないいじめの問題の解決に努めることができると考えます。

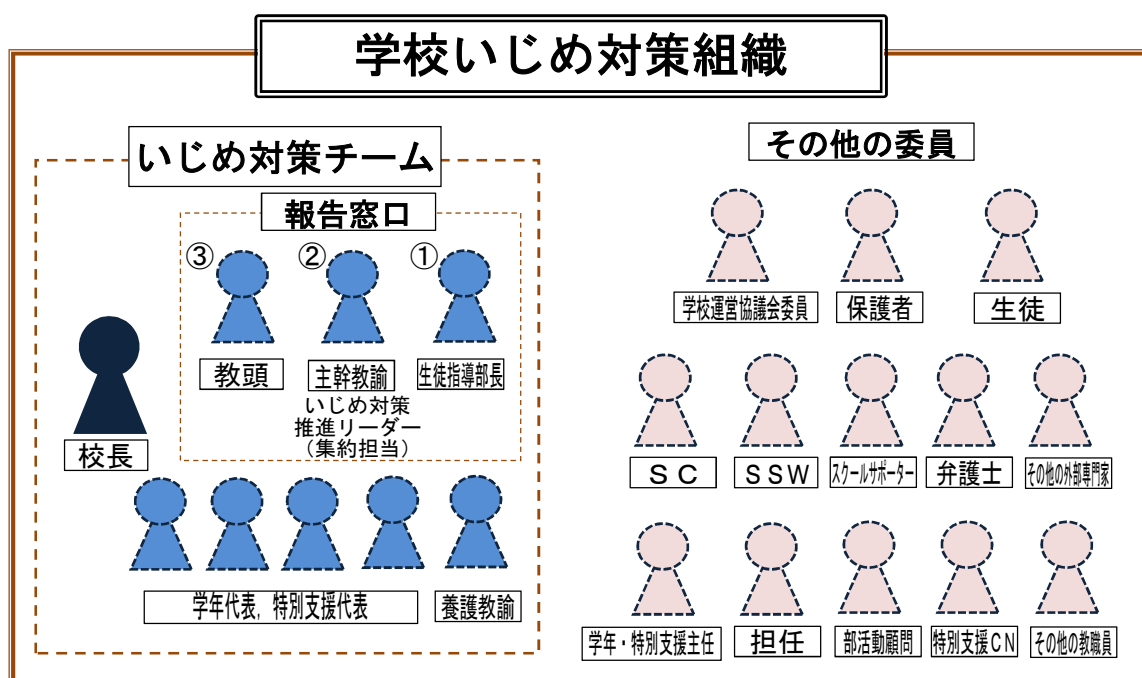
そのため，法に基づき，校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。

いじめの防止については，「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）を作成し，実施します。いじめへの対応については，旭川市教育委員会いじめ防止対策推進課や旭川市いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推

進課と連携を密にするとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

また、学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置します。いじめ対策チームは、校長をリーダーとし、教頭、主幹教諭（いじめ対策推進リーダー）、生徒指導部長、学年代表、養護教諭をメンバーとします。他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、「報告窓口」を①生徒指導部長、②主幹教諭（いじめ対策推進リーダー）、③教頭が担い、「報告窓口」にきた情報は全て「集約担当」である主幹教諭（いじめ対策推進リーダー）が集約し、その後の対応をコーディネートします。

なお、いじめ対策チーム会議は毎週実施しますが、いじめが疑われる情報があったときには、緊急会議を開催することや、迅速な判断を要する場合は、全員が揃わなくとも協議を行うなど、機動的に対応します。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

① 未然防止

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを目指し、登校から下校まで、全教職員の生徒と触れ合う・見守り活動を継続します。

② 早期発見・事案対応

ア いじめの早期発見・事案対応のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に努めます。

イ 毎週いじめ対策チーム会議を実施し、いじめに関わる対応についての協議、および日常的な生徒の情報交流を行い、全職員に情報共有を行います。

ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを

含む)があった時には、緊急で会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と必要に応じて専門的知見を有する関係機関との連携を検討します。

エ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応の主体となります。

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成(P)、実行(D)、検証・修正(C)、再実行(A)

イ いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ 人権教育プログラムの実施(生命の教育、助産師講話、LGBTQ講話)

エ 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、定期的に点検と見直し

オ 学校いじめ対策チームにおける会議を含む、組織会議の内容の記録と保管

4 いじめ防止の取組

本校では、自己肯定感、自己有用感をバランスよく高める人づくりに重点をおき、生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を、第1学年では「学ぶ仲間」、第2学年では「創る仲間」、第3学年では「伝える仲間」、特別支援では「高める仲間」を目指す生徒の姿と位置づけ、自己肯定感、自己有用感を育む指導に努めます。

また、本校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させ、気軽に何でも相談できるような環境づくりに努めます。本校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、日常から教職員全員の共通理解を図ります。

イ 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図ります。

ウ 全校集会や学級活動などにおいて、校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成します。

エ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒会中心に「学校いじめ防止基本方針(生徒用)」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

オ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- イ 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。
- ウ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
- エ 生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
- オ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- カ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成します。また、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組みます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。
- ウ 生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
- エ 「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- オ 「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- カ 配慮を必要とする生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をバランスよく育む指導の充実

- ア 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ 生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行います。
- ウ すべての教育活動で自己肯定感が高まるよう、適切な課題を設定し達成に向け努力するような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- エ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(5) 人権教育について

学校いじめ防止プログラムに基づき、以下の取組を実施する。

- ア LGB T Q講話（1年）
- イ 人権擁護委員協議会による人権教室（1年）
- ウ 非行防止教室（SNSのトラブルも含む）（2年）
- エ 命の講話（3年）
- オ 人権教育に係る学習（生命の安全教育等）（全学年）

5 いじめ早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に対応します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ア 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査や心と身体のストレスチェックの実施、各種チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- イ アンケート調査実施後に、いじめに関する情報を掴んだ際には、関係生徒に対する個人面談を実施します。
- ウ 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関の電話及びメール、Webサイト等の相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 _____ 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。…………… | } |

授業や給食の様子

- | | 生徒氏名 |
|--|------|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | } |

清掃や放課後の様子

- | | 生徒氏名 |
|---|------|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… | } |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。…………… | } |

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ウ いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- エ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- オ いじめを受けたとされる生徒が関係生徒への事実確認を望まない場合や、関係生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係生徒の見守り等を行います。
- カ いじめと認知した場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の意向、当該生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- キ いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事についていじめを受けたとされる生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- ク インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- ケ いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- コ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ア いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行います。その際、自尊感情を高めるように留意します。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- ウ いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを

伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。

エ いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくります。

オ いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った生徒や保護者の理解の下でいじめを行った生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。

カ いじめを受けた生徒の保護者に対して、当該生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。

キ いじめを受けた生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。

ク 状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

（3）いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

ア いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。

イ 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

ウ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。

エ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。

オ 生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。

・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、法第26条に基づく出席停止や警察

との連携による措置も含め、旭川市教育委員会と連絡を密にしながら、毅然とした対応をします。

- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ はやしだてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- イ 管理職や生徒指導部、養護教諭等によるチームを編成し、被害生徒と同性の教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。
- エ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、対応を行います。
- イ 教育委員会との綿密に連携するとともに、学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないように、関係する学校との情報共有、指導方法を統一して、対応します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた生徒や保護者
- 周囲の生徒や保護者
- 学級担任
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- 生徒アンケート調査や教育相談
- スクールカウンセラー（SC）
- 学校以外の関係機関や地域住民
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員への伝達・共通理解、行動連携
- SCやSSWなど関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して今後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - SC、SSWなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導體制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とはせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害者・加害者生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(2) 観察の継続

ア いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

イ いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保するとともに、当該生徒の保護者に対し、関係生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供します。

ウ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組みます。

- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関に説明する。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

9 関係機関との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

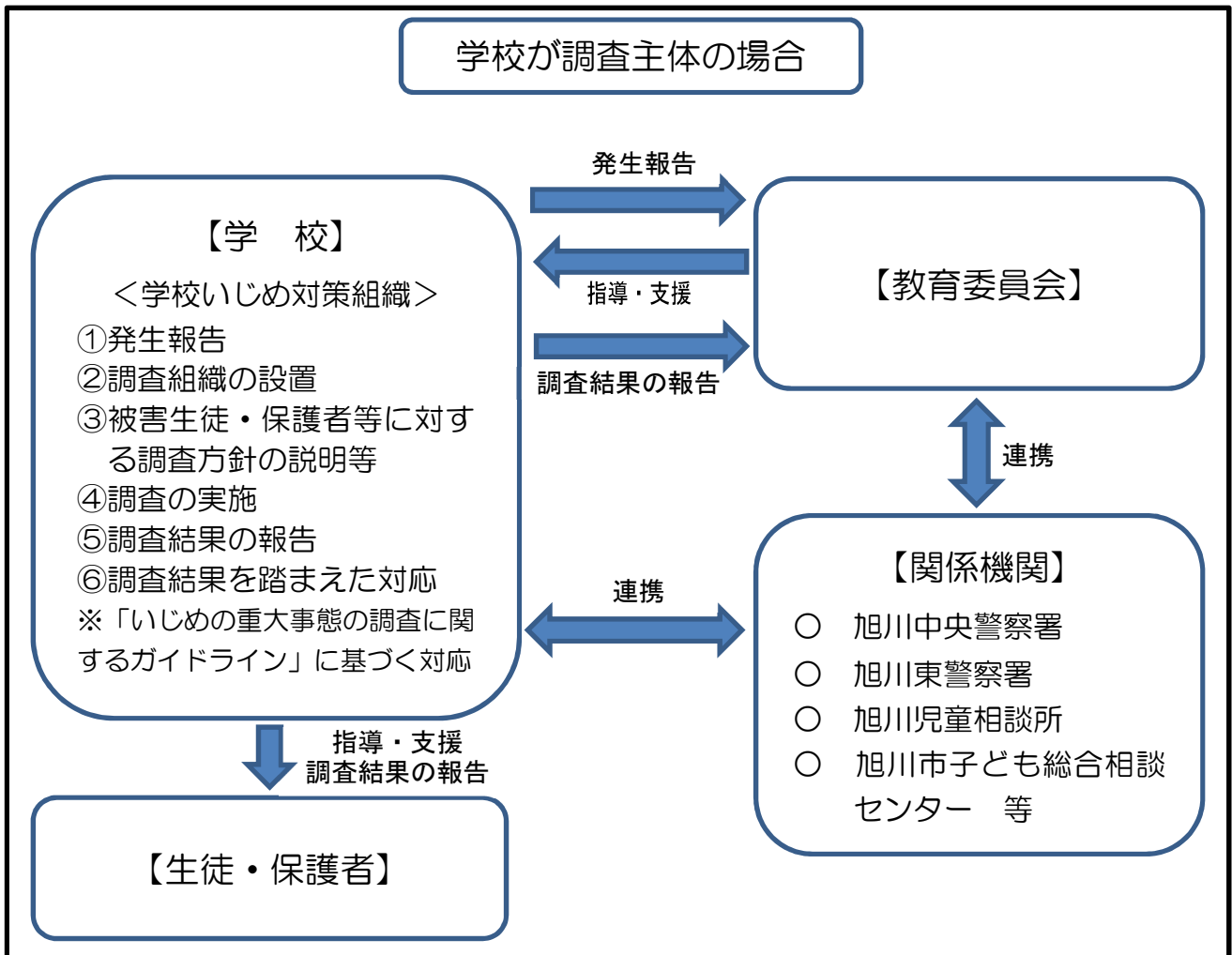
- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

10 重大事態への対処

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- ア 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- イ 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ウ 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- エ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時、適切な方法で情報を提供します。

資料④ 重大事態対応フロー図



1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉を活用し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、毎年度見直しを行います。

(2) 学校いじめ防止基本方針の公表

学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進める。

- 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図る。
- 入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める。

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月（強調月間）	6月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ・小学校いじめ引継事項の確認 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○校内体育大会 <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の構築と協調性を育む 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針（生徒用）を生徒会本部で作成 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ※相談カードや相談窓口が書かれた文書については、適宜配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止に関わる取組（生徒会） <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・いじめ防止に関わる取組 ・ハートツリープロジェクト ○道徳【公正、公平、社会正義】 <ul style="list-style-type: none"> ・1年生「さかなのなみだ」 ・2年生「リスペクトアザース」 ・3年生「卒業文集最後の二行」 	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌な思いアンケート調査① ○心と身体のチェックリスト ○中連生活部6月研への参加
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組の共通理解 	

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育に係る学習（生命の安全教育等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○Q-U アンケート調査結果分析（学級・学年経営方針、生徒指導の見直し） ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 ・Q-U アンケート分析結果の交流 ○東光祭 <ul style="list-style-type: none"> ・学級や係での取組を通して、協調性や連帯感を育む ・ステージ発表などを通して、自己有用感を高める
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットへの参加 ○hyper-QU アンケート調査 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 ・生徒指導・生徒理解に関わる研修 ○いじめ防止対策に関する学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談 	
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌な思いアンケート調査② ○心と身体のチェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師講話 ・非行防止教室（SNS 利用を含む） ○人権擁護委員協議会による人権教室（中1対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止に関わる取組（生徒会） ・いじめ防止に関わる取組 ・いじめ防止標語の取組 ○中連生活部12月研への参加
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活 ○いじめ防止標語 （小中連携で実施・掲示）

	1月	2月	3月
教職員		<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○校内研修 ・Q-U アンケート分析結果を基にした学級・学年経営，生徒指導の年度末評価 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止に関わる取組（生徒会） ・夢の木プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌な思いアンケート調査③ ○心と身体のチェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師講話 ・命の講話 ・LGBTQ の講話
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価 	

- 通年**
- ・いじめ対策チーム会議として，週1回程度の日常的な生徒の情報交流を実施
※対策チーム会議の内容については，教職員に共有を図る
 - ・学校ネットパトロールを実施

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立東光中学校

電話 0166-32-1295